

第2章

基本計画

基本政策 1 生きる力と創造力を養い自ら学び人が「そだつ」まちづくり

政策の分野 1 子ども

個別政策 1 子育て支援の充実

現況と課題

本市における少子化の大きな要因には未婚化・晩婚化があり、出生率の低下が原因となっています。子どもは社会の希望、未来を創る力であり、子どもを安心して産み育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもの健やかな育ちは、社会の最大資源となる人づくりの基礎となり、子どもの育ちと子育てを支援することは未来への投資でもあります。

このため、親の経済状況や幼少期の生育環境によって格差が生じることのないように、子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育・保育の充実・向上を図り、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。

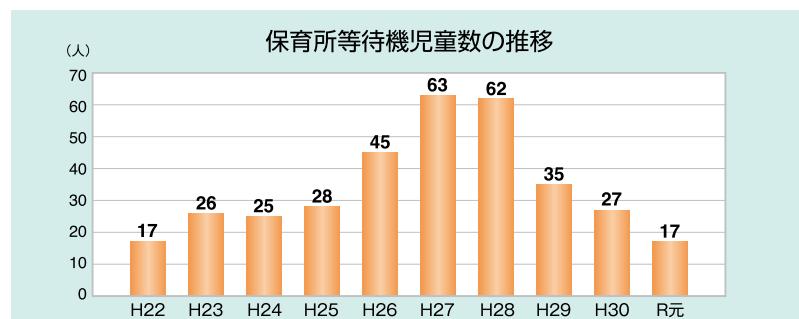
しかしながら、雇用基盤の変化、核家族化及び地域内でのつながりの希薄化によって、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が指摘されており、子育てに対し不安や孤立感を感じる家庭が少なくない状況となっているなど、子育ての現実は厳しくなっています。このことから、放課後児童クラブの拡充対策や保育所待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

今後の方向性

結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおいて、切れ目のない支援の充実を図り、次代を担う子どもを安心して産み育て、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供と保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援事業の充実を図り、子育てしやすい社会を構築するため、施設面での確保対策と地域で支える子育て支援策に取り組みます。

施設面では、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の普及促進を図るなど、子ども・子育て支援の総合的な事業の推進に取り組みます。



資料:登米市福祉事務所 子育て支援課調べ(各年度)

施策1 子育て支援の推進



- ①少子化の大きな要因となっている未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する男性と女性に出会いの機会を提供するなど、結婚支援に取り組みます。
- ②子どもを安心して預けられるようにするため、延長保育、一時保育及び利用者支援事業等の各種保育サービスの充実を図ります。
- ③子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりと在宅での子育て支援に対応するため、地域子育て支援拠点事業を実施し、身近で気軽に集うことができるよう事業の充実を図ります。
- ④次代を担う子どもを安心して産み育てるための環境の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のため、ワーク・ライフ・バランス※1の推進を関係機関と連携して取り組みます。

施策2 児童福祉・児童相談の充実



- ①保育ニーズに応えるため、老朽化している児童福祉施設の計画的な整備や拡充と併せて認定こども園の設置に取り組み、良好な保育環境の整備を進めます。
- ②次代を担う子どもたちの健全な育成を推進するため、家庭・地域・学校・企業等との連携強化を図ります。
- ③児童虐待の早期発見・防止のため、新生児訪問や乳児健診時の活用を行うとともに、医療・学校等関係機関とのネットワークの強化を図ります。
- ④根本的な課題解決に向けて、保護者を含めた支援の観点を持って相談対応に取り組みます。

【関連条例・計画】

○登米市子ども・子育て支援事業計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績	目標
			(R元年度)	R7年度
保育所等待機児童数	特定の保育所を希望する等の自己都合を除いた待機児童数	人	17	0
子育て支援センター利用者数	子育て支援センターを利用した延べ人数	人	25,113	14,436



地域で支える
子育て支援の取組

※1【ワーク・ライフ・バランス】：やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できること。

個別政策2 教育の充実

現況と課題

幼児期は、人間形成の基盤が培われる時期であることから、遊びを中心とした集団生活の中で、基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。

また、現在の子育て世帯における多様な就労状況を考慮し、教育・子育て支援の両面から、総合的な保育事業を実施していくことが求められています。

義務教育では、市内22ヵ所の小学校と10ヵ所の中学校において、学習指導要領に基づき各学校が創意工夫を活かした特色ある学校づくりができるよう、教育課程の編成に取り組んでいます。

近年の少子高齢化や社会情勢の変化から、人間形成の基礎を培う学校教育の充実が一層重要視されており、いじめや少年犯罪などの社会問題が取り上げられる中、豊かな人間性を育むための教育や、学校と家庭・地域社会との連携を強化していくことが求められています。不登校についても教育課題となっており、適切に対応する必要があります。

また、多くの自治体が課題として抱えているように、本市でも少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が課題となっており、この傾向は今後も続くことが予想されています。このことから、学校施設の適正規模・適正配置や老朽化への対応等を推進し、教育のICT化の推進とともに望ましい教育環境の充実を図る必要があります。

今後の方向性

子どもたちの自他の命を大切にする心と、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力の育成を目指し、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の調和を重視した特色ある学校づくりに取り組みます。

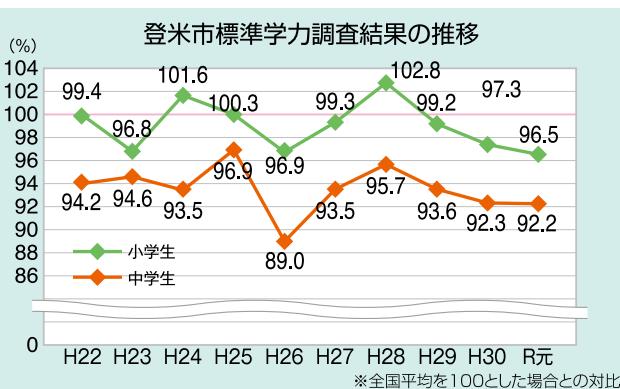
幼児教育は、基本的な生活習慣や思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎や生きる力の基礎を培うために重要であり、子どもが健やかに成長し、小学校の学習へと連続的につなげていくよう教育内容の充実を図ります。

学校教育では、子ども一人一人に応じたきめ細かな教育を展開し、「登米市学習スタンダード」^{※1}に基づき学習指導の工夫、改善に努め、子どもたちの豊かな人間性や学力・体力の更なる向上に取り組むとともに、不登校児童生徒の居場所づくりと多様な教育機会の確保に取り組みます。

全ての小中学校においてコミュニティ・スクール^{※2}を導入したことにより、家庭・地域・学校の連携強化を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりとともに、協働して教育力の充実や子どもたちを守り育てる環境をつくりていきます。

また、奨学金制度の周知、活用の促進に努め、経済的な理由により就学困難な生徒・学生等に対して高等学校・大学等の修学の支援を行います。

さらに、教育環境の充実を図るために、教育のICT化に向けて取り組むとともに、本市が目安としている学校施設の適正規模・適正配置や老朽化への対応等を、市の関連計画との整合性を図りながら中長期的な視点で具体化を進めます。



資料：登米市教育委員会 学校教育課調べ(各年度)



子ども一人一人に応じた、きめ細かな教育

※1【登米市学習スタンダード】：「主体的に取り組ませる」、「協働的に学び合わせる」、「深い学びを実現させる」の3つを軸とした探求型授業展開に当たっての指針。

※2【コミュニティ・スクール】：学校と地域住民等が力を合せて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともににある学校」への転換を図るための仕組。

施策3 幼児教育の充実



- ①豊かな心の育成と基本的生活習慣を身につけるため、自然体験や生活体験等の実体験を通した幼児教育の充実を図ります。
- ②心のふれあいを重視し、思いやりの気持ちを養うため、地域や家庭と連携した幼児教育を推進します。
- ③一人一人の個性に応じた指導を充実するため、教職員の研修を充実し、指導力等の向上を図ります。
- ④幼児に安全で安心な教育環境を提供するため、幼児教育施設の適正な配置や維持管理など、施設・設備の整備を進めます。
- ⑤認定こども園の普及促進を図るなど、子育て支援対策と連携しながら、より質の高い教育・保育を総合的に提供し幼児教育の充実を図ります。

施策4 学校教育の充実



- ①児童生徒が命を大切にする心をもち、たくましく社会を生き抜いていくため、主体的に学ぶ力と自立する力、豊かな人間性や社会性を育成し、健康な体づくりと体力・運動能力の向上を図ります。
- ②児童生徒の学力の向上を図るため、教育支援センターと学校が連携して「登米市学習スタンダード」に基づいた授業を推進し、学習指導の工夫・改善により、確かな学力の育成に取り組みます。
- ③少人数指導や学習支援員の配置により、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。
- ④安心して過ごせる学校づくりを推進するために、学校における児童生徒の「居場所づくり」に取り組むとともに、不登校児童生徒の態様に応じた「居場所づくり」と学習指導など効果的な支援の充実に取り組みます。また、いじめの根絶に向けていじめ問題対策連絡協議会など地域との連携強化に取り組みます。
- ⑤信頼され魅力ある教育環境をつくるため、小中学校のコミュニティ・スクール導入により、家庭・地域・学校が目標やビジョンを共有し、協働して子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ⑥教育環境の充実のため、ICT環境の整備と活用を推進するとともに、適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置を図り、老朽化した施設の改修や環境の改善に取り組みます。

施策5 幼稚園、小・中学校、高等学校の連携と大学等への進学支援



- ①自らの夢を実現できるようにするため、小中高等学校を通じた「志教育(将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育)」を推進します。
- ②教育を受ける機会を広げるため、奨学金制度などの活用を促進します。

【関連条例・計画】

- 登米市の教育の振興に関する施策の大綱
- 登米市教育振興基本計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
就学前児の基本的生活習慣の習得度	幼稚園へのアンケート結果で、基本的生活習慣のうち、「挨拶することができる」「人の話を聞くことができる」の割合	%	79.6	90.0
標準学力調査における全国平均との対比	小学校児童の学力の全国平均との比較	%	96.5	105.0
	中学校生徒の学力の全国平均との比較	%	92.2	105.0
体力・運動能力調査における全国平均との対比	小学校児童の体力・運動能力の全国平均との比較(小学5年生)	%	男子99.8 女子102.7	103.0
	中学校生徒の体力・運動能力の全国平均との比較(中学2年生)	%	男子101.7 女子100.2	103.0
小・中学校での不登校児童・生徒出現率	学校生活上の影響などにより長期欠席している小学校児童の割合	%	0.6	0.2
	学校生活上の影響などにより長期欠席している中学校生徒の割合	%	3.3	2.2
分かりやすい授業の展開度	全校生徒へのアンケート結果で、「良く分かる・分かる」の割合	%	93.8	95.0

政策の分野② 生涯学習・スポーツ

個別政策3 生涯学習の充実

現況と課題

市民を対象に公民館等の生涯学習関係施設を中心とした多様な講座や研修等の各種事業に加え、地域の特性ある事業を開催しています。

しかし、昨今の少子高齢化、ライフスタイルの変化及びニーズの多様化による社会情勢から、事業参加者の固定化や関心の低下が見受けられる事業もあります。

このような状況の下、誰もが参加しやすい環境整備と時代に合った学習内容の提供及び情報発信が求められており、今後においても生涯を通じて学習し、その成果を個人の生活や地域に還元できる機会の提供が必要とされています。

現在、地域の拠り所となっている公民館等の生涯学習関係施設の管理運営は、指定管理者制度^{※1}により地域コミュニティ団体が担っています。この制度を有効に活用し、公民館など地域の活動拠点施設の管理運営が、生涯学習分野に留まらず、地域づくりの拠点として新たな地域活動を生むことによる地域活性化が期待されています。

また、昨今の高度情報社会の情勢下で、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、青少年の健全育成と地域ぐるみでの子どもを育てるための社会教育の充実が求められています。

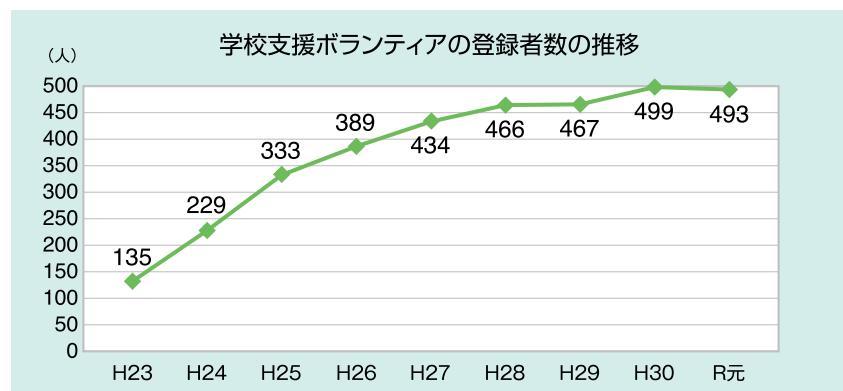
今後の方向性

市民一人一人が心豊かな充実した生活を送ることができるよう、さらには地域を支え発展させることができるよう、市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援を行うため、学びの拠点として公民館等の活動の活性化を図り、だれもが参加しやすく学びたいと思えるように、学習ニーズに合った生涯学習機会を提供します。

多様化する社会ニーズに対応するため、公民館等においても地域づくりや人材育成の役割を強化する必要性について検討するとともに、今後も生涯学習を提供する地域の活動拠点として位置づけ、特色ある事業を奨励し地域の自立を支援します。

子どもの創造性と自主性を育む地域を目指すとともに、青少年の健全育成のため家庭・地域・学校がともに目的を共有し、地域での体験学習や地域住民との交流事業が実施されるよう、学校支援ボランティアの活動を支援します。

また、全ての小中学校でコミュニティ・スクールが導入されたことにより、地域全体で子どもの成長を支えていく仕組みづくりを強化します。



資料：登米市教育委員会 生涯学習課調べ(各年度)

※1【指定管理者制度】：多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に地方自治法の一部が改正され、導入された制度のこと。

施策6 生涯学習の推進



- ①社会教育関係団体及び指導者の育成・支援による人づくり、地域づくりを進めるため、社会情勢及び地域のニーズに即した学習機会や情報の提供を行います。
- ②市民に身近で親しまれる生涯学習事業を推進し参加者の増加を図っていくとともに、生きがいや充実感のある豊かな生活を送るため、市民が各種講座及び研修会等で学んだ生涯学習成果を地域に活かす活動への支援を行います。
- ③子どもの心身の成長のため、ジュニア・リーダーの育成を通じた子どもの学習機会の提供と地域での活動機会の提供を行います。
- ④地域や関係機関との連携により、子どもの健全育成の推進とその基盤となる家庭教育の充実のため、情報提供や学習機会の提供を行います。
- ⑤生涯学習活動を支援するため、市民のニーズに合った生涯学習関係施設、図書館等の環境整備を図ります。
- ⑥共に学び合うことで地域教育力の向上を図るため、地域ボランティアによる各種生涯学習活動を支援するとともに、地域と子どもたちの交流を促進します。

【関連条例・計画】

○登米市教育振興基本計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績	目標
			(R元年度)	R7年度
生涯学習事業への参加者数	全市民を対象とした生涯学習事業への参加者数	人	16,468	20,000
学校支援ボランティア ^{※1} の参加者数	学校支援ボランティアの登録者数	人	493	500



学校支援ボランティア研修会

※1【学校支援ボランティア】:地域住民や保護者による、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティア。

個別政策4 スポーツ活動の充実

現況と課題

スポーツ活動は、心身の健康をもたらし、人生をより充実したものとします。

また、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成し、人と人、地域と地域をつなぐコミュニティづくりに重要な役割を果たしています。

近年、人口減少や少子化、核家族世帯の増加などによる、地域とのつながりの希薄化によって地域での行事やスポーツ活動への参加者の減少や、通勤や通学などの移動手段に車の活用が多くなるなど、生活環境の変化と運動不足に起因する体力・運動能力の低下や様々なストレスの増加などが問題となっています。

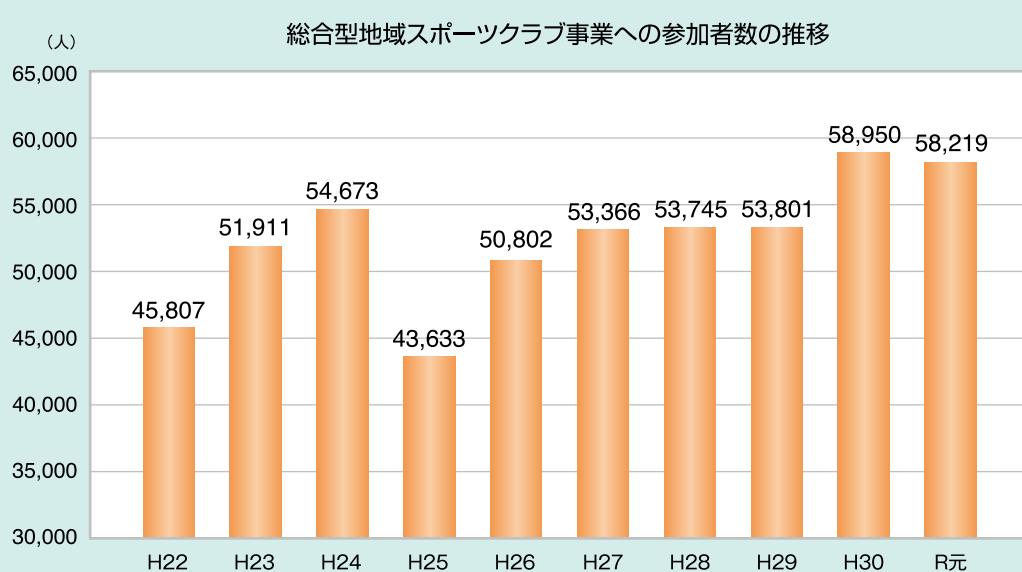
また、積極的に運動を行う人の数は横ばい状態を保っているものの、運動をする人としない人の二極化が進み、本市の課題である子どもの肥満や健康寿命への影響が懸念されるため、健康づくりの面からも、スポーツ活動の広がりを図る必要があります。

今後の方向性

競技力向上が主だったスポーツ振興法が、健康維持やいきがいづくりなどにも配慮したスポーツ基本法に移行しており、スポーツ活動を通じて、心身の健康と体力の向上を図るとともに、人と人、地域と地域をつなぐコミュニティづくりを推進します。

また、子どもから高齢者まで、日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりを推進するとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブ^{※1}等のスポーツ団体と連携し、市民のだれもが気軽にスポーツ活動に親しめる環境づくりに努めます。

さらに、競技力と指導力の向上を図るため、スポーツ少年団と連携しながら、(公財)日本スポーツ協会の公認指導者資格の取得に向けた支援を行うとともに、拠点となるスポーツ施設については、維持修繕、機能移転、集約化等により効率的な管理運営を図ります。



資料:登米市教育委員会 生涯学習課調べ(各年度)

※1【総合型地域スポーツクラブ】:地域住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、多様な興味・関心、様々な技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができるクラブのこと。

施策7 スポーツ活動の推進



- ①心身の健康と体力・運動能力の向上を図るため、子どもから高齢者まで、日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりを推進します。
- ②市民が、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを促進するため、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体の活動を支援します。
- ③児童・生徒の体力向上や心身ともに健全な成長を育むスポーツ少年団の活動を推奨するとともに、競技力と指導力の向上を図るため、スポーツ少年団と連携しながら、(公財)日本スポーツ協会の公認指導者資格の取得を支援します。
- ④競技力の向上、生涯スポーツの拠点施設となる公認陸上競技場については、整備に向けた検討を進めるとともに、スポーツ施設の効率的な管理運営を行うため、適正配置と長寿命化に向けて、維持修繕、機能移転、集約化等を進めます。

【関連条例・計画】

○登米市教育振興基本計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
スポーツ少年団加入率	日常的な運動の習慣化につながる小学生の各種スポーツ少年団への加入率	%	25.1	27.7
	日常的な運動の習慣化につながる中学生の各種スポーツ少年団への加入率	%	43.6	45.2
総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	人	58,219	66,000
スポーツ少年団登録指導者数	スポーツ少年団活動を支える指導者数	人	620	650



地域のスポーツ振興とコミュニティ形成に向けて、毎年開催される宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭

政策の分野③ 文化・交流

個別政策5 文化財保護と文化・芸術活動の充実

現況と課題

本市には、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地が数多く存在しており、また、地域に伝わる伝統芸能も数多く継承されております。そのため、これまででも愛護意識の高揚を図りながら、後世に引き継ぐための保存活動に取り組んできました。

また、登米祝祭劇場をはじめとする関連施設において、芸術や文化に触れ合う機会を提供するため、多様なイベントを催してきました。

これまで継承されてきた多くの文化財や文化は、これからも後世に伝えるため引き続き保護・保存を行うとともに、広く周知を図りながら市民との協働により継承していくことが必要です。

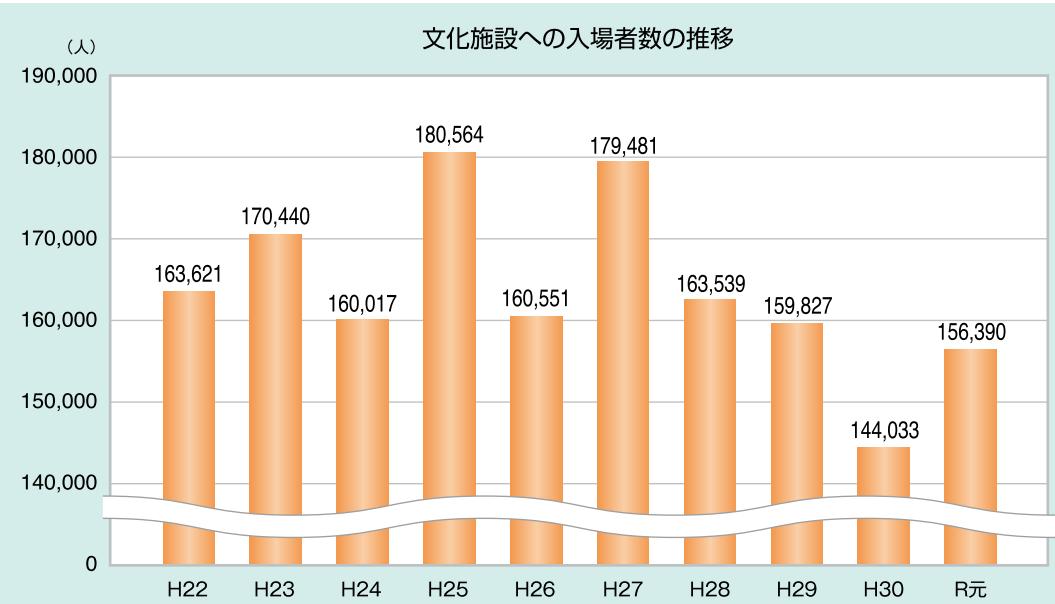
また、多くの市民が豊かな感性を持って生活するために、芸術や文化に触れ合う機会の提供や環境の整備が求められています。

今後の方向性

本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐための保護・保存を行うとともに、広く情報を発信し、文化・芸術及び文化財の観光資源としての活用に取り組みます。

市民のだれもが文化・芸術に広く関わることができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会の提供を推進します。

また、豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、地域に伝わる伝統芸能や文化の継承についても、関係団体や市民との協働により、保存・継承に努めます。



資料：登米市教育委員会 生涯学習課調べ(各年度)

施策8 文化・芸術活動の推進



- ①豊かな感性を育むため、各文化施設において優れた芸術や文化に触れ合う機会を提供します。
- ②市民が豊かな感性をもって生活するため、地域に根ざした芸術・文化活動を支援するとともに、各種団体と連携し、文化事業の推進を図ります。
- ③芸術・文化の活性化を図るため、芸術・文化活動団体の活動支援及び指導者の育成を支援します。
- ④多くの市民が参加できる文化・芸術活動を支援するため、各文化施設において、市民の生涯学習活動の推進を図ります。

施策9 文化財等の保護・継承



- ①文化財の保護を適切に行うため、文化財保護委員等の協力の下、本市に伝わる貴重な歴史資料等の調査を行うとともに、文化財の保護や保存、文化財愛護思想の普及啓発を図ります。
- ②歴史資料等を良好な状態で保存し、公開に努めるとともに、後世に伝えていくため、地域の歴史文化に対する理解の向上を図ります。
- ③先人の功績を次世代に伝え残していくため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心の高揚を図ります。
- ④豊かな文化遺産を後世に残すため、地域に引き継がれた伝統芸能の保存伝承に努めるとともに、担い手となる後継者の育成を支援します。

【関連条例・計画】

○登米市教育振興基本計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	目標	
			実績 (R元年度)	R7年度
文化施設への入場者数	各文化施設への入場者数(登米祝祭劇場・歴史博物館・石ノ森章太郎ふるさと記念館・高倉勝子美術館)	人	156,390	169,000
文化財保護団体等の会員数	市指定無形民俗文化財保護団体等会員数	人	860	900



「米川の水かぶり」
国指定重要無形民俗文化財
ユネスコ無形文化遺産
「来訪神：仮面・仮装の神々」

個別政策6 國際交流・地域間交流の推進

現況と課題

近年、経済・文化をはじめ様々な分野において国際化が進んでおり、これまで国際交流協会等の交流団体との連携を図るとともに、在住外国人との交流、国際理解を深めるための講座等の国際交流事業を推進してきました。

人口減少社会に突入した日本においては、労働力不足が顕在化し、人材の確保という観点から入国管理法が改正され、今後は、都市部以外でも外国人労働者が増加し、グローバル化に拍車がかかるものと考えられます。

本市においても、外国人が暮らしやすい環境づくりと併せて、多文化共生に対する意識醸成や国際感覚を高めていくことが必要となってきます。

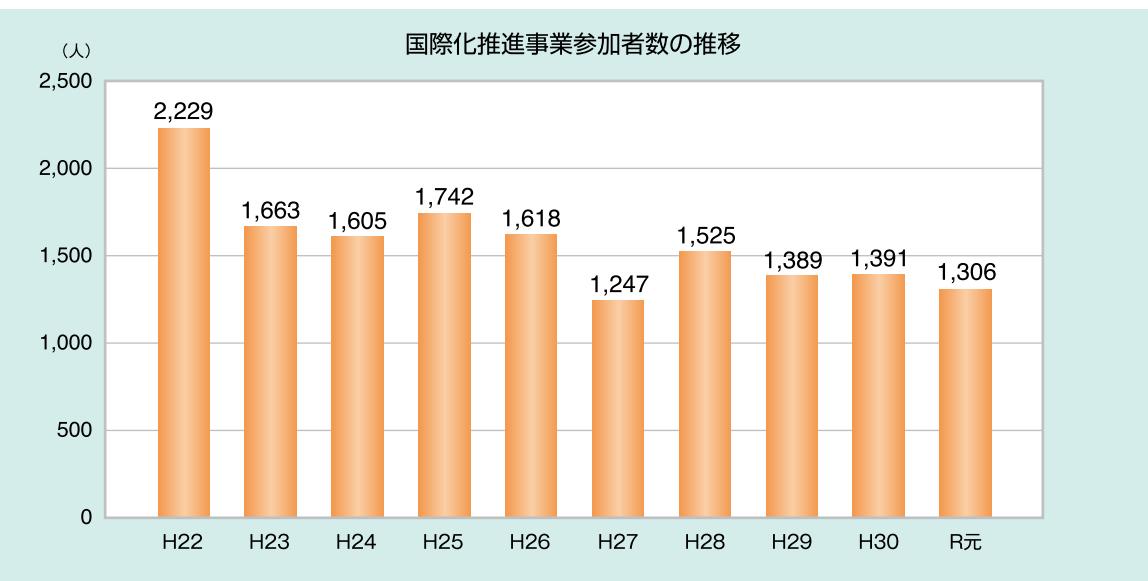
また、市民が主体的に取り組む国内外の他地域や郷土出身者との交流活動については、互いの友好を深め、地域の活性化や人材育成につなげていくことが必要となっています。

今後の方向性

国際交流については、姉妹都市^{*1}等との学生の受入・派遣を中心に、諸外国や在住外国人との交流による国際感覚が豊かな人材の育成を推進します。

今後、外国人労働者の増加が見込まれることから、国際交流という視点に加え、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違い等を認め合い、地域社会の一員として共に生きる多文化共生という視点を重視し、その推進に積極的に取り組む必要があります。

また、市民が主体的に取り組む国内の他地域との交流については、教育交流のほか、文化交流等の世代を超えた多分野での交流を推進します。



資料：登米市国際交流協会調べ(各年度)

*1【姉妹都市】：本市は、国際姉妹都市として、アメリカ合衆国テキサス州サウスレイク市(平成18年7月3日締結)、カナダブリティッシュコロンビア州バーノン市(平成18年10月16日締結)、国内姉妹都市として、富山県下新川郡入善町(平成15年10月1日締結)と姉妹都市協定を締結している。

施策 10 國際交流・地域間交流の推進



- ①青少年の国際感覚を醸成するため、海外派遣・受入事業を推進します。
- ②市内に居住する外国人や本市を訪れる外国人の生活や活動を円滑にするため、多言語による情報の提供など外国人が住み良く過ごしやすい環境づくりを推進します。
- ③国際社会に通用する人材を育成するため、文化や生活様式の違いを理解し、共に尊重できる社会の形成に努めます。
- ④新たな交流の機会づくりを図るため、市民主体の積極的な交流活動の支援を行います。

【関連条例・計画】 ○登米市教育振興基本計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
国際化推進事業参加者数	国際理解を深めるための講座や国際まつり等の異文化交流イベントへの参加者数	人	1,306	2,000
国内交流事業参加者数	国内姉妹都市との交流事業参加者数(登米市民のみ)	人	52	100



オーストラリア生徒との交流